

## ○三鷹市地域にぎわい活動みたか地域ポイント付与要綱

令和5年5月2日

施行

(目的)

第1条 この要綱は、市内で活動する地域団体（以下「団体」という。）が地域貢献や地域のにぎわいを創出するために行う自主的かつ主体的な活動（以下「三鷹市地域にぎわい活動」という。）に対して、三鷹市地域ポイント事業実施要綱（令和4年11月22日付け4三企企第638号。以下「実施要綱」という。）に定めるみたか地域ポイント（以下この要綱において、上記活動に対し付与するみたか地域ポイントを「三鷹市地域にぎわいポイント」という。）を付与することにより、団体の活動を支援するとともに、地域活動を促進し、もって地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(付与対象団体)

第2条 三鷹市地域にぎわいポイントの付与対象となる団体（以下「付与対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の課題解決に取り組む団体
- (2) 地域特性を活かし、地域住民相互の交流の創出に取り組む団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化を図るための活動として重要な意義を有すると市長が認める団体

(付与活動等)

第3条 三鷹市地域にぎわいポイントの付与対象とする活動（以下「付与活動」という。）は、付与対象団体が主催して行う地域課題の解決や地域コミュニティの活性化のために市内で行う自主的かつ主体的なボランティア活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に資する事業（以下「地域活性化事業」という。）の実施に向けた打合せ
- (2) 地域活性化事業の実施に係る作業（準備作業及び事後作業を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域活性化事業に必要な活動であると市長が認めるもの

2 付与活動及び前項に掲げる事業（以下「付与活動等」という。）は、第8条における付与の通知を受けた日からその属する年度の3月31日までに行うものとする。

（付与対象としない活動）

第4条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、付与活動の対象外とする。

(1) 補助金、交付金、助成金、委託金又はこれらに類する金銭を受け、それらを財源として活動をする団体において、地域活動を行う者が有償で行う活動

(2) 付与対象団体の代表者が、当該団体の地域活動として認められないと判断した活動

(3) 1回の活動時間が1時間に満たない活動

(4) 営利活動、宗教活動及び政治活動

(5) 第8条における付与の決定前に終了する事業

(6) その他市長が適当でないと認める活動

（三鷹市地域にぎわいポイントの付与数）

第5条 付与対象団体に対して付与する三鷹市地域にぎわいポイントは、実施要綱第4条第2項第1号に定めるデジタルポイントとし、付与数は、第3条第1項に定める付与活動を行った者（以下「ボランティア」という。）の人数及び活動時間により積算するものとし、積算に当たっては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数により算出することとする。ただし、中学生以下の者については、付与対象外とする。

(1) 1日に7時間以上の付与活動をしたとき 1人につき1,500ポイント

(2) 1日に5時間以上7時間未満の付与活動をしたとき 1人につき1,000ポイント

(3) 1日に5時間未満の付与活動をしたとき 1人につき500ポイント

2 付与対象団体の代表者は、付与された三鷹市地域にぎわいポイント（以下「付与ポイント」という。）を、前項各号の区分に応じて、ボランティア又は事業等への参加者（以下「ボランティア等」という。）に分配することとする。ただし、一会計年度に分配するポイント数は、ボランティア等1人当たり10,000ポイントを限度とする。

3 一会計年度における付与ポイント数は、1団体につき50,000ポイントを限度とし、全ての団体に対する付与ポイント数の合計は、当該年度の予算の範囲内とする。

（三鷹市地域にぎわいポイントの付与申請）

第6条 三鷹市地域にぎわいポイントの付与を受けようとする団体は、三鷹市地域にぎわいポイント付与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 付与活動等の年間実施計画書（ボランティアによる地域活動の参加見込み人数の内訳書を含む。）

(2) 会則、規約等団体の設置根拠規程又は活動内容がわかる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（三鷹市地域にぎわいポイントの付与申請期間）

第7条 三鷹市地域にぎわいポイントの付与申請に係る期間（以下「申請期間」という。）は、市長が別に定める。

（三鷹市地域にぎわいポイントの付与の決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、別に定める三鷹市地域にぎわいポイント付与審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴取し、三鷹市地域にぎわいポイントを付与すべきものと認めるときは、審査委員会を開催した日の翌日から30日以内に三鷹市地域にぎわいポイントの付与の決定をし、三鷹市地域にぎわいポイント付与決定通知書（様式第2号）により、申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、三鷹市地域にぎわいポイントを付与しないことに決定したときは、審

査委員会を開催した日の翌日から30日以内に理由を付して三鷹市地域にぎわいポイント不付与決定通知書（様式第3号）により、申請をした団体に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、別途ポイントの付与の決定をすることができる。

（三鷹市地域にぎわいポイントの付与の条件）

第9条 市長は、三鷹市地域にぎわいポイントの付与の決定に当たっては、三鷹市地域にぎわいポイントの付与の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（管理責任者の選任）

第10条 第8条第1項の規定により三鷹市地域にぎわいポイントの付与の決定を受けた団体（以下「付与団体」という。）は、付与ポイントの管理を行う責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

（管理責任者の責務）

第11条 管理責任者の責務は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条に定める三鷹市地域にぎわいポイントの受領に関すること。
- (2) 市との連絡及び調整に関すること。
- (3) 付与団体における付与ポイントの適正な管理及び不正防止等の監督に関すること。
- (4) 付与団体におけるボランティア等に対する三鷹市地域にぎわいポイントの付与並びに付与状況の把握、管理及び記録に関すること。

（三鷹市地域にぎわいポイントの付与）

第12条 市は、管理責任者に対して、決定した付与すべきポイントを別に定める方法により付与するものとする。

（付与状況の報告等）

第13条 付与団体は、ボランティア等に対する三鷹市地域にぎわいポイントの付与状況を適切に把握・管理し、記録するものとする。

2 付与団体は、三鷹市地域にぎわいポイント付与状況報告書（様式第4号）を四半期ごとに市長に提出し、付与状況を報告することとする。

3 前項に規定する報告の期日は、当該四半期の終期の翌日から30日以内とする。  
（実施報告）

第14条 付与団体は、付与活動等を完了した日から30日を経過する日又は当該付与活動等を完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに三鷹市地域にぎわいポイント付与対象活動等実施報告書（様式第5号。以下「実施報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付与活動等の成果報告書（ボランティアによる地域活動の参加人数の内訳書を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 付与団体は、付与活動等に係る書類その他市長が定める書類を当該三鷹市地域にぎわいポイントの付与の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（三鷹市地域にぎわいポイントの付与数の確定）

第15条 市長は、実施報告書の提出があったときは、速やかに三鷹市地域にぎわいポイントの付与数を確定し、付与団体に対し、三鷹市地域にぎわいポイント付与数確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（三鷹市地域にぎわいポイントの付与決定の取消し等）

第16条 市長は、付与団体が次の各号のいずれかに該当するときは、三鷹市地域にぎわいポイントの付与の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により三鷹市地域にぎわいポイントの付与を受けたとき。

(2) 三鷹市地域にぎわいポイントを第3条第1項に定める付与活動等以外に使用したとき。

(3) 三鷹市地域にぎわいポイントの全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、三鷹市地域にぎわいポイントの付与の条件又は

この要綱に違反したとき。

(三鷹市地域にぎわいポイントの返還)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 第15条の規定により確定した付与数が第8条の規定により決定した付与数を下回ったとき。

(2) 前条の規定により三鷹市地域にぎわいポイントの付与の決定を取り消した場合において、付与活動等の当該取消しに係る部分に関し、既に三鷹市地域にぎわいポイントが付与されているとき。

2 付与団体は、前項の規定により三鷹市地域にぎわいポイントの返還を命じられたときは、市長が指定する方法により、市長が指定する期限までに三鷹市地域にぎわいポイントを返還しなければならない。

(付与団体の協力)

第18条 市長は、付与活動等に関する事例発表及び情報公開のため、付与団体に対し、必要に応じて資料の提供及び発表会への参加等の協力を求めることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日施行)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日施行)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後に、令和6年度に三鷹市地域にぎわいポイントの付与決定を受けた団体が令和7年度に付与活動を行う場合に限り、そのポイントの付与に係る手続その他の事項については、第5条第1項ただし書及び第8条に規定

する事項を除き、なお従前の例による。  
様式 略